

住民票の写しの交付制度等のあり方
に関する検討会

報告書

平成19年2月

目次

報告書	1
第1 基本的な考え方	1
第2 住民票の写し等の交付制度及び転出届等に係る本人確認制度の見直し …	3
I 住民票の写し等の交付請求について	3
1 交付請求できる場合等	
2 本人確認等	
3 その他	
II 届出の際の本人確認について	8
1 本人確認の方法	
2 本人確認書類の提示等が十分でない場合の通知	
III その他	10
1 戸籍の附票の写しの交付請求	
2 罰則について	
参考資料	11
資料1 住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会開催要領	12
資料2 検討会の審議経過	15
資料3 住民基本台帳制度について	16
資料4 住民票の写し等の交付・住民異動届出件数の状況	20
資料5 閲覧制度改正のポイントについて	22
資料6 住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	23
資料7 住民基本台帳制度と戸籍制度の相違点	25
資料8 住民票の写し等の交付制度について	31
資料9 住民票の写し等の交付についての主な改正経緯	33
資料10 住民票の写し等の交付の請求の運用について	34
資料11 住民票の写し等の交付の請求における請求事由について	35
資料12 「職務上の請求」に係る住民票の写し等の不正請求事件	37
資料13 住民基本台帳法における届出制度	38
資料14 住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて	39
資料15 虚偽による住民異動及び住民票の写し請求事件	45
資料16 ヒアリングの概要について	47
資料17 戸籍制度の見直しに係る諮問について	50
資料18 戸籍法の見直しに関する要綱案	51
資料19 パブリックコメントについて	55

住民票の写しの交付制度等の見直しについて（報告書）

第1 基本的な考え方

- 1 住民基本台帳制度は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づくもので、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度として創設され、住民の利便を増進し、他方では国や地方公共団体の行政の合理化を図ることを目的とするものである。
- 2 市町村長は、法に基づいて、個人又は世帯を単位とする住民票からなる住民基本台帳を作成することとされ、法で義務付けられた住民からの届出等に基づき住民票の記載を行うこととされている。

住民票の記載事項には、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄等、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、選挙人名簿の登録に関する事項、国民健康保険の被保険者資格に関する事項など、現在、16事項がある。

また、住所地で作成される住民票と本籍地で作成される戸籍との間を連絡・媒介し、住民票と戸籍に共通する記載内容の一致を図り、住民基本台帳の記録の正確性を確保するため、本籍地の市町村長は、戸籍の表示、氏名、住所及び住所を定めた日の4事項を記載した帳票である戸籍の附票を作成することとされている。
- 3 住民基本台帳制度については、昭和42年の住民基本台帳法制定時から、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できること、住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに戸籍の附票の写しの交付を請求できることとなっていたが、その後、昭和60年の法改正により、不当な目的によることが明らかなき等には、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付の請求を拒否できるとされるなど、制度的な整備が行われてきた。
- 4 住民基本台帳の閲覧制度については、平成17年に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」（座長：堀部政男中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授。以下「閲覧検討会」という。）において検討が行われ、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、「何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止し、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定するとともに、審査手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきとの提言がなされた。

そして、この提言を踏まえ、平成18年通常国会において、住民基本台帳の閲覧について、何人でも請求できるこれまでの制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した新たな制度として再構築が図られたところであり、改正法が、平成18年11月1日に施行されたところである。

5 一方、住民票の写し等の交付制度については、上記の閲覧制度の改正に係る審議に際して、衆議院及び参議院で「個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するように努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。」との附帯決議がなされたところである。

また、住民票の写し等に類似の公証制度である戸籍謄抄本等の交付制度について、法制審議会戸籍法部会において、「何人でも請求できる」制度の見直しが提言されたところであり、これを踏まえ、法務省において平成19年通常国会に戸籍法の改正法案の提出が予定されている。

6 このような状況を踏まえ、また、住民票の写し等の交付件数など制度の利用実態を勘案しつつ、個人情報保護の観点から検討を重ねた結果、当検討会としては、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、現行の住民票の写し等の交付制度についても、「何人でも交付を請求できる」という規定を見直し、住民票の写し等の交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するのが適当であるとの結論を得た。

7 また、年間約7千万件から8千万件もの住民票の写し等が交付される中で、一部で、なりすまし等、不正な手段による交付請求が行われていることを踏まえると、住民票の写し等の交付請求に際して、本人確認等の手続きを整備する必要がある。

8 さらに、転入届が年間約4百万件という状況の中で、転出・転入等の届出においても、一部でなりすましなどの不正な事案が発生し、その一連の行為として住民票の写しや住民基本台帳カード等が不正に取得されていることなどを踏まえ、転出・転入等の届出に際して、本人確認等の手続きの厳格化を図る必要があると考える。

第2 住民票の写し等の交付制度及び転出届等に係る本人確認制度の見直し

I 住民票の写し等の交付請求について

1 交付請求できる場合等

- ① 住民票の写し及び住民票記載事項証明書等の交付については、情報通信技術の著しい発達等社会経済情勢の変化とそれともなう個人情報保護に対する意識の高まり等を踏まえ、「何人でも請求することができる」現行制度は抜本的に見直し、一定の要件に該当する場合にのみ請求できることとする必要がある。

この場合、住民基本台帳の閲覧制度の改正の考え方、住民票の写し等の利用の実態、戸籍制度の見直しの議論等を踏まえ、次のような場合に限って、住民票の写し等の交付を認めることとするのが適当である。

ア 住民票に記載されている者が、自己又は自己と同一世帯に属する者に係る住民票を請求する場合（以下「本人等請求」という。）

イ 国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行するために必要であることを明らかにした場合（以下「公用請求」という。）

ウ 自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために必要がある場合、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合のいずれかの場合であって、それを明らかにしたとき（以下「第三者請求」という。）

- ② 「ア 本人等請求」の場合については、住民票の写し等の請求の実態等を踏まえ、現行通り、原則として、自己又は自己と同一世帯に属する者に係る請求については、請求事由を明らかにする必要はないと考えられる。

ただし、現行の制度において、例えば、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の加害者による請求（被害者と同一世帯に属する者を脅迫して当該被害者本人の住民票の写し等を請求させる場合を含む。）等については、請求事由を明らかにする必要があり、かつ交付を拒否することとしており、このような取扱いは今後も必要であることから、このような場合には、例外的に、請求事由を明らかにすることとする必要がある。

（なお、市町村によっては、これまで、本人等請求の場合においても、住民票の写し等の用途に応じてどのような記載事項（戸籍の表示等）が必要か、世帯員全員の住民票の写し等が必要か等を請求者に教示するため、任意に請求事由を明らかにすることを求めている事例がある。このような任意の取扱いは、今後とも、否定されるものではなく、市町村の判断により行うことができるものである。）

- ③ 「イ 公用請求」の場合については、現行法では、職員による職務上の請求である旨を明らかにすれば、請求事由を明らかにしなくてもよいが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧と同様に、今後は、原則として請求事由を明らかにする必要がある。

ただし、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の場合には、法令で定める事務の中には、犯罪捜査など高度の密行性が要求されるとともに、関係者の名誉・プライバシーに対する配慮も高度に要求されるものがあり、このような事務に係る閲覧の請求については、請求事由を明らかにすることにより、事務の遂行に著しい支障を来すおそれがあるものも想定されることから、請求事由を明らかにする必要はない（ただし、請求事由を明らかにできない理由を明らかにすることとされたところであるが、この考え方は、住民票の写し等においても同様に妥当することから、このような例外を認める必要があるものと考えられる。

- ④ 「ウ 第三者請求」については、現行では、請求事由を明らかにした上で不当な目的によることが明らかなものでなければ交付が認められるが、今後は、自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために必要がある場合、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合に、それら利用の目的を明らかにして請求する必要があると考えるべきである。

そして、これらの利用の目的に基づき、特定の住民に係る居住関係について確認することにつき相当な理由がある場合には、これまでと同様に、必要に応じて疎明資料を提示させるなどにより事実確認の上、公証制度としての住民基本台帳制度の目的の範囲内として、住民票の写し等の交付を認めることとするのが適当である。

(参考) 本人以外の第三者が住民票の写し等を取得する正当な理由の例

本人以外の第三者が住民票の写し等を取得する主な場合について、住民の居住関係を確認することの正当な理由が、次のように整理できる。

- ・債権者（金融機関・特殊法人等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写し等を取得する場合…本来であれば本人から取得してもよいケースであるがそれが困難な場合
- ・債務者（生命保険会社、企業年金等）が債務の履行（満期となった生命保険金、年金等の支払い）のために債権者本人（被保険者、年金受給者等）の住民票の写し等を取得する場合…本来であれば本人から取得してもよいケースであるがそれが困難な場合
- ・相続手続や訴訟手続などについて法令に基づく必要書類として取得する場合…法令上必要とされる場合
- ・弁護士等が法令に基づく職務上の必要から自らの権限として取得する場合…法令上必要とされる場合
- ・特殊法人等が公共用地の取得のために必要とする場合…法令上必要とされる場合
- ・学術研究等を目的とする機関が、公益性の観点からその成果を社会に還元するために、疫学上の統計データを得る目的で、ある母集団に属する者を一定期間にわたり本人承諾等の下で追跡調査する必要がある場合…公衆衛生の向上のために特に必要な場合

なお、「弁護士、行政書士等による職務上の請求」については、現在は、原則として、請求事由を明らかにしなくてもよい（法12条3項ただし書、住民票省令3条2号・3号）が、今後は、第三者請求として取り扱うこととなり、利用の目的を明らかにする必要がある。

その際、受任事件の依頼者について「ウ 第三者請求」に掲げるいずれかの必要等がある場合には、利用の目的として、その具体的事由及び依頼者の氏名を明らかにして交付請求する必要がある。

ただし、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合には、事柄の性質上、利用の目的として依頼者の氏名などを具体的に明らかにすることが困難であることから、法制審議会戸籍法部会における検討内容と同様に、利用の目的として、弁護士等が代理する紛争解決手続の別、紛争の種類及び住民票の写し等を何に使用するのかを明らかにすれば足りると考えられる。

2 本人確認等

- ① 交付請求できる場合における本人確認等の手続きについては、原則として、請求の際に住民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示を求め、必要に応じて、聴聞、電話確認など市町村長が適当と認める方法により、なりすまし防止を図る現在の運用をもとに考えるのが適当と考えられる。

その際、実効性を期するという観点から、法令に明確な根拠をもつ手続きとする必要がある。

なお、上記の本人確認書類の提示等を市町村長が求めたにもかかわらず、交付請求者がこれに応じないこと等により、請求者本人であることを確認できないときは、住民票の写し等を交付することは、当然、不適當であり、交付を拒否する取扱いとなる。

- ② 郵送による請求についても、窓口における請求と同程度に本人確認等を行うこととし、具体的には、住民基本台帳カード若しくはこれに類する本人確認書類の提示又はこれらの書類の写しの提出その他市町村長が適当と認める方法による確認が必要である。

なお、申請書において、住民票の写し等の郵送先が請求者本人の住所地となっていることを、住民票に記載されている住所等と照合して確認の上、当該住所地に直接に送達される方法で郵送することとしても差し支えないものと考えられる。

- ③ 代理人による請求については、代理人本人に係る住民基本台帳カード若しくはこれに類する本人確認書類の提示等の手続きが必要である。

また、当該代理人本人に係る確認に加え、交付請求者本人からの指定の事実を確認するため、委任状の提出等によりその権限を明らかにする必要がある。（※）

なお、交付請求者本人からの指定の事実が疑わしい場合において、上記の確認書類の提示や委任状の提出等を市町村長が求めたにもかかわらず、交付請求

者がこれに応じないこと等により、指定の事実が確認できないときは、住民票の写し等を交付することは、当然、不適當であり、交付を拒否する取扱いとなる。

(※) 同一世帯の者による請求については、(ア) 本人等請求により請求することとなるので、委任状の提出等は不要である。

- ④ また、今回の改正で、本人等請求と第三者請求とを、請求事由の要否のほか、後述の3②のとおり住民票の写し等の記載事項の点で区別して取り扱うこととすることを踏まえると、特に、第三者が本人等請求の代理人になりすまして、戸籍の表示や続柄等が記載された住民票の写し等を請求することを防止する必要性が高いと考えられる。

そのため、このような場合の請求者本人からの指定の事実の確認については、委任状の提出等の手続きにより明らかとなる場合は不要であるが、それ以外の場合には、代理人と請求者本人との関係性（親族であるか否か、同一住所に居住しているか否か等）などを踏まえつつ、請求者本人に係る①の本人確認手続を行うこととするのが適當であると考えられる。

- ⑤ なお、いわゆる「使者」による請求等がこれまで認められてきたところである。これは、交付申請書に記載されている請求者本人が何らかの事情で出頭できないため、それとは異なる者が、交付申請書を単に提出し、住民票の写し等を単に受け取るために市町村の窓口に出頭するものであり、このようにして出頭した者を指して、一般に「使者」と呼んでいるものである。

代理人は代理人本人の名義において請求を行うので、その点では異なるが、なりすまし防止の観点からは、代理人と同様の留意が必要である。そのため、本人確認書類の提示、請求者本人のために受け取りを行うことを証する書類の提出等、代理人による請求の場合と同様の確認手続を行うこととするのが適當である。

3 その他

- ① 交付請求書の開示については、各市町村の個人情報保護条例等で対応しているところであるが、法制審議会戸籍法部会における議論（※）と同様に、住民票の写し等の交付請求書についてのみ個人情報保護及び情報公開に関する法制の例外規律を設けることに関しては、様々な意見が存在するところであり、現時点では、住民基本台帳法上に特段の規定を設けるべきと結論づけることは困難であると考えられる。

ただし、今日の情報通信技術等の発展とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりを踏まえると、交付請求書の開示については、自らの情報がどのように取り扱われたかを知り得るといった観点から重要な論点である。今後とも、交付請求書の開示制度を将来の課題と認識して、個人情報保護及び情報公開に関する法制や戸籍法等の状況、第三者に交付された住民票の写し等の利用状況等について、動向を注視していくべきである。

(※) 法制審議会戸籍法部会において、「戸籍の謄抄本等の交付請求書についてのみ情報公開及び個人情報保護に関する法制の例外規律を設けることは現時点では時期尚早である」と整理されている。

(※※) 「交付請求書の開示」をさらに進めて、本人以外の者に住民票の写し等を交付した場合にその旨を被請求者（交付された住民票の写し等に記載されている者）に通知する制度を設けるべきとの意見がある。これについても、上記の交付請求書の開示と同様に、様々な意見が存在するところであり、また、市町村の事務負担上の対応可能性の課題が指摘されているところである。

② 基本情報（法7条1号から3号まで及び6号から8号までに規定する、氏名、生年月日、男女の別、住所等。）以外の情報（続柄、戸籍の表示等）については、すでに現在の規定においても、特別の請求がない限り、住民票の写し等での記載を省略できることとなっている。

これに関して、本人等請求、公用請求については、従前どおり、特別の請求があった場合にのみ交付することとするのが適当である。

また、第三者請求については、今後は、市町村長が相当な理由があると認めた場合にのみ住民票の写し等の交付が認められることとすることを踏まえ、原則として、基本情報のみを記載した住民票の写し等を交付することとした上で、基本情報以外の情報を記載する場合には、当該記載事項それぞれの必要性和相当性を市町村長が判断し、交付の決定を行うこととするのが適当である。

③ 住民票の除票の写しの交付の取扱いについては、住民票の写し等の交付の取扱いに準ずることとするのが適当であると考えられる。

なお、住民票の除票に係る取扱いについては、住民票の消除の手続きとして、転出先の住所を記載したうえで消除すること（住基法施行令13条。これにより、転入地の住民票における従前の住所の記載との整合性を確保する）、最小限の保存期間を5年間としていること（同令34条）などを、法令により規定しているところであるが、特段の問題もないことから、今回の見直しにおいても、法令の規定を見直す必要はないものと考えられる。

Ⅱ 届出の際の本人確認について

1 本人確認の方法

① 転出届、転入届等における本人確認等の手続きについて、その届出が届出義務者（世帯主を含む。以下同じ。）からの届出の場合は、届出の際に、原則として住民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示を求め、必要に応じて、聴聞、電話確認など市町村長が適当と認める方法により、なりすまし防止を図る現在の運用をもとに考えるのが適当と考えられる。

その際、実効性を期するという観点から、法令に根拠をもつ手続きとする必要がある。

② 代理人による届出については、届出義務者による届出の場合と同様に、代理人本人に係る住民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示その他市町村長が適当と認める方法による確認の手続きが必要である。（使者による届出の場合にも、代理人と同様の確認手続きを行うこととするのが適当である。以下同じ。）

③ また、代理人については、届出義務者からの指定の事実を確認するため、原則として、委任状の提示その他これに類する方法により明らかにする必要がある。

なお、この場合には、届出の実態を踏まえると、代理人と届出義務者との関係性に応じて、以下のような取扱いをしても差し支えないものと考えられる。（特段の事情により、届出義務者からの指定の事実を特に確認する必要があるときは、法34条の規定に基づき市町村長の権限で調査を行えば足りると考えられる。）

ア 同一世帯員によって届出がなされた場合については、住民票の記載事項として世帯主との続柄が必要的記載事項となっており、世帯に変更があった場合には届出が義務づけられていること、また、転出・転入等の届出が、実際には、世帯主でない同一世帯員によりなされることも多くかつそれが大きな問題とはなっていないこと等を踏まえると、一般的に届出義務者からの指定の事実を推認し、特段の事情のない限り、委任状の提示等にこだわる必要はないと考えられる。

イ 届出義務者の法定代理人に該当する者からの届出がなされた場合には、戸籍謄本等により法定代理人であることを確認する必要があるが、法定の代理権限の範囲との関係においては、一般的に、届出義務者から法定代理人に該当する者への住基法上の届出に係る指定の事実が推認されるものであり、特段の事情のない限り、それ以上に委任状の提示等にこだわる必要はないと考えられる。

ウ 上記ア、イの他、親族、本人と同一住所ではあるが別世帯の者などによる請求等についても、市町村長が同一世帯員や法定代理人と同様に取り扱ってよいと判断した場合には、委任状の提示等にこだわる必要はないと考えられる。

- ④ さらに、転入を行うための前提となる転出届については、住民基本台帳により公証することとされている居住関係そのものを移し替えるものであり、転出の届出を行った際に交付される転出証明書には、基本情報以外の情報も基本的には全て記載されているため、特に厳格な本人確認等の手続きが求められることから、代理による届出について、代理人として認められる手続きをより厳格化（届出義務者本人にかかる本人確認書類の提示等）する必要がある。

2 本人確認書類の提示等が十分でない場合の通知

- ① 住民基本台帳制度においては、住民の居住関係を正確に把握しておく必要があるが、住民の住所の変更等の事実は市町村長が当然に知り得るものではないため、原則として住民からの届出により把握する必要がある。そのため、法により、転出・転入等の届出が義務付けられている。

また、現在、年間約4百万件程度の転出届がなされている中で、一部に不正があるものの、大部分の届出は適法になされている状況にある。

このようなことを踏まえると、例えば、本人確認書類の提示がないからといって、直ちに転出・転入等の届出を受理しないとするのは、必ずしも適切ではなく、そのような場合においては、聴聞、電話確認その他市町村長が適当と認める方法により、できる限り確認を行い、届出の事実が疎明された場合には、これを受理するのが望ましいと考えられる。

- ② 一方、このように取り扱ったときは、例えば、上記1①～④の手続きに基づく本人確認書類や委任状の提示がないため聴聞による確認を行った場合などについて、なりすまし等の不正を出来るだけ防止する観点から、必要に応じて、さらに本人確認や届出義務者からの指定の事実の確認を行うことが適切な場合があり得る。

そのため、このような場合については、届出の受理を行った後に、法34条の規定に基づいて、届出義務者本人（旧住所地）に対して、届出を受理した旨の通知を行うこと等とするのが適当であると考えられる。

- ③ なお、具体的にどのような場合に通知を行うかの判断は、最終的には、市町村長が、自ら実施した本人確認手続を踏まえ行うこととなるが、一般的には、次のようなケースは、通知を行うのが適当であると考えられる。

ア 本人確認書類として、写真貼付の官公署発行物の提示がなかった場合

イ 郵送により転出届がなされた場合

ウ 代理人・使者による届出で、（委任状等の文面や署名の字体等から判断して）届出義務者からの指定の事実を、特に確認する必要がある場合

Ⅲ その他

1 戸籍の附票の写しの交付請求

- ① 戸籍の附票は、戸籍の表示とともに氏名と住所等を記載した帳票であり、戸籍を単位として（したがって、夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位として）作成される。

現住所のほか過去の住所を一覧できるため、不動産の登記など過去の居住関係の公証が必要な場合に利用されるケース、本籍から居住関係を確認できる唯一の公簿であるため、債務者が死亡しその法定相続人の住所地が不明なときや債務者が転居し新たな住所地が不明なときに債権者が債権保全のために本籍から住所地を確認するケースなどにおいて広く利用されている実態にある。

- ② 戸籍の附票の写しの交付の取扱いについては、これまでも住民票の写し等の交付に準じて認められてきたところであるが、今回も、住民票の写し等の交付の取扱いに準じて、何人でも請求できる現行制度を見直し、本人等請求及び公用請求の他は、第三者請求で相当と認める場合に限り認めることとするのが適当である。

なお、この場合、本人等請求の場合に請求事由を原則明らかにしなくてよい者については、戸籍の謄抄本の交付と同様に、現行どおり、戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合とすることが適当である。

2 罰則について

- ① 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を受けた者は、現行では、10万円以下の過料（法52条）に科せられることとなっているが、個人情報保護に対する意識が高まっていることや戸籍法とのバランス等を踏まえ、制裁を強化することが適当であると考えられる。

- ② なお、転入届等については、現在、虚偽の届出をした者は他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き5万円以下の過料（法53条1項）に科されることとなっており、また、住民票は公正証書であるから、虚偽の届出については、一般に、公正証書等不実記載罪（刑法157条。5年以下の懲役又は50万円以下の罰金）等に該当すると考えられるため、今回、住民基本台帳法において、別途、制裁を強化する必要はない。

參考資料

住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会開催要領

第1 目的

住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会は、住民票の写しの交付制度等に係る課題について、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

第2 構成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 検討会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。

検討会の運営について

1 議事の公開の取り扱い

(1) 会議資料について

- 会議の資料は、会議の終了後、原則として、速やかに公表するものとする。

(2) 議事録について

- 議事録は、会議の終了後速やかに作成し、構成員の確認を得たうえで公表するものとする。

(3) 公表の方法

- 議事録及び会議資料は、総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。

(4) その他

- その他、議事の公開に関して必要なことは、座長が、会議に諮って決める。

2 幹事の選任

- 検討会での検討を補佐し、実務上の課題について整理するため、座長の指名により、幹事を置くものとする。

(別紙)

住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会メンバー名簿

(敬称略 50音順)

(委員)

石川 雅己 全国連合戸籍事務協議会会長 (千代田区長)

○ 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

岡田ヒロミ 消費生活専門相談員

角 紀代恵 立教大学法学部教授

◎ 堀部 政男 中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授

前田 信弘 東京都総務局行政部長

※ ◎は座長、○は座長代理

(オブザーバー)

内閣府国民生活局個人情報保護推進室長

法務省民事局参事官

(幹事)

大井 良彦 千代田区区民生活部戸籍住民課長

後藤 省二 三鷹市市民部調整担当部長市民課長事務取扱

柴崎 真一 全国連合戸籍事務協議会幹事長
(台東区役所区民部戸籍住民サービス課長)

石田 英昭 横浜市市民局窓口サービス課長

検討会の審議経過

- 第1回検討会（平成18年9月15日（金）10:30～12:30）
 - ・ 検討会の運営等について
 - ・ 住民票の写し等の交付・異動届に係る現行制度について
 - ・ 戸籍制度の見直しについて
 - ・ 今後の進め方について

- 第2回検討会（平成18年10月17日（火）15:00～17:00）
 - ・ ヒアリング
 - ・ 住民票の写し等の交付請求について

- 第3回検討会（平成18年11月28日（火）15:00～17:00）
 - ・ 転出届等における届出の際の本人確認等について
 - ・ 住民票の写しの交付制度等の見直しについて（全体の方向性）

- 第4回検討会（平成18年12月25日（月）10:00～12:00）
 - ・ 報告書（素案）
 - ・ パブリックコメントについて

- 第5回検討会（平成19年1月31日（水）10:30～13:00）
 - ・ パブリックコメントの結果について
 - ・ 報告書（案）

住民基本台帳制度について

1. 目的

住民基本台帳法は、市町村（特別区を含む。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

2. 対象者

日本国籍を有する住民

3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあつては区）町村（特別区を含む。）

4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

5. 住民票の記載と記載事項

(1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

(2) 主な記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 男女の別
- 住所
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 戸籍の表示
- 選挙人名簿への登録の有無
- 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 介護保険の被保険者の資格に関する事項（被保険者となった日等）
- 国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）
- 児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）
- 住民票コード

6. 住民票の正確性確保のための措置

住民票は、住民の居住関係等の公証制度であり、その記載事項の正確性の確保のために、次のような手続きがとられている。

(1) 届出

- 転入届
 - 転居届
 - 転出届
 - 世帯変更届
- 等

(2) 調査

市町村長は、定期的に又は必要に応じて、随時、住民票の記載事項について調査を行う。

(3) 市町村間の通知

転入届があった場合や戸籍に関する届出を受理した場合等には、市町村間において通知を行う。

7. 選挙人名簿との関係

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で、選挙権を有するものについて行われる。

市町村長は、住民票の記載等をしたときは、選挙管理委員会に通知を行う。

選挙管理委員会は、通知された事項を不当な目的に使用されないことがないよう努めなければならない。

8. 住民基本台帳を基礎として行う事務

住民基本台帳は、次に掲げる事務処理の基礎となっている。

- 選挙
 - 国民健康保険
 - 介護保険
 - 国民年金
 - 児童手当
 - 住民税
 - 学齢簿
 - 印鑑登録証明
 - 予防接種
 - 生活保護
 - その他の保健・福祉サービス
- 等

9. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度と住民票の写し等の交付制度

立法当初、住民基本台帳は、住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、原則公開とすることが、住民の利便を増進させるものと考えられた。その後、個人情報保護の観点から一定の制限が行われた。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

- 何人でも閲覧を請求することができる。
- 請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は、不当な目的によることが明らかなき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当の理由があると認めるときは、請求を拒むことができる。
- 閲覧の対象は、「氏名、生年月日、男女の別、住所」
- 取引の相手方の確認、世論調査、学術調査、市場調査等に利用されている。

→平成18年11月1日より、何人でも閲覧できる制度を廃止し、再構築した閲覧制度を施行（資料5参照）。

(2) 住民票の写し等の交付

- 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができる。
- 何人でも第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）の住民票の写し等（住民票コードを除く）の交付を請求することができる。
- 続柄や戸籍の表示については、特別の請求が必要
- 請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は不当な目的によることが明らかなきときは、請求を拒むことができる。

10. 戸籍の附票

(1) 本籍地の市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。

(2) 記載事項

- 戸籍の表示
- 氏名
- 住所
- 住所を定めた年月日
- 在外選挙人名簿に登録された旨 等

(3) 戸籍の附票の写しについては、住民票の写しに準じた交付制度がある。

1 1 . 本人確認情報の処理及び利用等

- 氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を「本人確認情報」と定義している。
- 本人確認情報について、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から指定情報処理機関へ通知するものとされている。
- 都道府県知事又は指定情報処理機関から国の機関等へ、本人確認情報を提供するが、提供先となる国の機関等及び事務については法令で規定されている。都道府県知事が利用できる事務についても、法令又は条例で規定されている。

住民票の写し等の交付・住民異動届出件数の状況（平成17年度）

1. 住民票の写しの交付件数	75,029,921件
2. 戸籍の附票の写しの交付件数	4,212,047件
3. 住民異動届出の件数	
① 転入届	4,256,631件
② 転出届	4,125,969件
③ 転居届	2,592,702件
④ 世帯変更届	953,532件

住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付状況
 (抽出団体における交付申請者の内訳等)

【調査概要】

(1) 調査対象団体：人口規模を勘案して抽出した22団体

1万人未満	3団体
1万人以上5万人未満	3団体
5万人以上10万人未満	4団体
10万人以上30万人未満	4団体
30万人以上50万人未満	4団体
50万人以上	4団体

(2) 調査内容：住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付請求者の内訳等

(3) 調査対象期間：平成17年5月9日(月)～13日(金)

【調査結果】

1 住民票の写し

○交付件数 32,510件

○請求者別内訳

本人又は同一の世帯の者	64.8%
公務員	6.2%
弁護士、司法書士等	4.2%
金融機関	18.6%
自動車販売店	1.5% 等

2 戸籍の附票の写し

○交付件数 2,287件

○請求者別内訳

本人等	16.9%
公務員	47.9%
弁護士、司法書士等	26.4%
金融機関	7.6% 等

閲覧制度改正のポイントについて

個人情報保護に対する意識の高まり等に対応するため、現行の「何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止し、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定するとともに、閲覧の手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した制度として再構築する。

		改正前	改正後
請求者・申出者	何人でも可	※本人又は本人と同一の世帯に属する者は、原則住民票の写しの交付で対応。 ※弁護士等の職務上請求については、特別の規定はしていない。 国又は地方公共団体の機関	個人又は法人（法人でない団体に代表者又は管理者の定めのあるものを含む。） ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの ・公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等
請求・申出がで きる場合	不当な目的によることが明らか なとき又は住民基本台帳の閲覧に よって知り得た事項を不当な目的に 使用されるおそれがあることその他 の当該請求を拒むに足りる相当 な理由があるとき認められるときは、 請求を拒むことができる。 ・当該請求をする者の氏名及び住 所 ・請求事由 (請求事由を明らかにすることを 要しない場合) ①本人又は本人と同一の世帯に 属する者 ②国又は地方公共団体の職員 ③弁護士等 ④市町村長が相当と認める場合) ・請求に係る住民の範囲	法令で定める事務の遂行	・申出者の氏名及び住所（個人） ・申出者の名称、代表者又は管理人の氏 名及び主たる事務所の所在地（法人） ・閲覧事項の利用目的
請求・申出時に 明らかにすべき 事項	・請求事由 (請求事由を明らかにすることを 要しない場合) ①本人又は本人と同一の世帯に 属する者 ②国又は地方公共団体の職員 ③弁護士等 ④市町村長が相当と認める場合) ・請求に係る住民の範囲	・当該請求をする国又は地方公共団 体の機関の名称 ・請求事由 (明らかにすることが事務の性質上 困難であるものにあつては、法令 で定める事務の遂行のために必要 である旨及びその根拠となる法令 の名称、請求事由を明らかにする ことが困難である理由) ・請求に係る住民の範囲 ・閲覧者の職名及び氏名 等	・請求に係る住民の範囲 ・閲覧者の氏名及び住所 ・個人閲覧事項取扱者の氏名及び住所 ・当該法人の役員又は構成員のうち関 覧事項を取り扱う者の範囲 等

※その他、閲覧事項を取り扱う者（国又は地方公共団体の機関による請求にあつては、当該職員で国又は地方公共団体の機関が指定するもの、個人又は法人による申出にあつては、申出者が指定する者や、個人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者など）が規定されたほか、個人又は法人による申出について、目的外利用の禁止や第三者提供の禁止、適正管理義務、報告義務が規定された。

附 帯 決 議

平成十八年四月二十七日
参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断に資するため、事例の収集と市町村への提供等に努めるとともに、全国的に閲覧制度の実施状況を調査し、結果を公表すること。また、市町村が、公益性の判断について、厳格かつ公正な審査を行えるよう、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めること。
- 二、住民基本台帳の閲覧制度の見直しを踏まえ、閲覧の手数料について、閲覧制度の事務処理に要する適正な額を設定するよう、市町村に対し見直しの趣旨を周知すること。
- 三、住民票の写しの交付制度については、個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。
- 四、行政機関の保有する個人情報に漏えいする事件が頻発していることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保等について徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に方全の措置を講ずること。

右決議する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年六月八日
衆議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断が、厳格かつ公正に行えるよう、適切な助言に努めるとともに、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めること。

二 住民票の写しの交付制度については、個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。

三 行政機関の保有する個人情報に漏えいする事件が頻発していることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保等について徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。

住民基本台帳制度と戸籍制度の相違点

	住民基本台帳制度	戸籍制度
目的	住所地において日本人の <u>居住関係</u> を公証する制度	本籍地において日本人の <u>親族的身分関係</u> を公証する制度

I 住民票の写しの交付請求について

請求者	〔住基法第12条第2項〕 何人でも可（ただし、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。）	〔戸籍法第10条〕 何人でも可（ただし、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。）
請求事由を明らかにしない場合	〔住基法第12条第3項、住民票省令第3条第1号〕 ① 自己又は自己と同一の世帯に属する者が請求する場合 ② 国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合 ③ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合 ④ 市町村長が相当と認める場合	〔戸籍法第10条第2項、戸籍規則第11条各号〕 ① 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合 ② 国若しくは地方公共団体の職員又は土地改良区等の法人の役員若しくは職員が職務上請求する場合 ③ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合 ④ 市町村長が相当と認める場合
本 人	〔平成17年2月23日付総行市第175号通知、平成17年2月24日付総行市第192号通知〕 下記の書類等で本人確認を行う。 ① 住基カード又は旅券、運転免許証その他官公署	※ 自治体の中には、要綱等で定めている場合がある。

<p>が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて請求者が本人であることを確認するため市区町村長が適当と認めるもの</p> <p>② その他市区町村長が適当と認める書類</p> <p>③ 上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行って確認することが適当</p>	<p>〔平成17年2月23日付総行市第175号通知、平成17年2月24日付総行市第192号通知〕</p> <p>請求に係る「窓口における請求」①②に該当するものの写しを同封させることが適当</p>	<p>※ 自治体の中には、要綱等で定めている場合がある。</p>
<p>郵便等による請求</p>	<p>〔昭和61年2月4日付自治振第12号通知〕</p> <p>代理人の資格は、請求に係る者の氏名及び住所並びに請求者本人の署名のある委任状を提出させること等により確認すべき。</p> <p>いわゆる使者からの請求については、請求名義人につき通常の請求の場合と同様に要件の審査をするほか、使者についてもその氏名・住所及び請求名義人との関係を請求者に記載させ、適宜の方法により使者であることを確認した上で、処理するのが適当。</p> <p>〔平成17年2月23日付総行市第175号通知、平成17年2月24日付総行市第192号通知〕</p> <p>代理人・使者について「窓口における請求」①②に準じた本人確認を行う。必要に応じ、代理人・使者の氏名、住所等について、住民基本台帳又は住基ネットにより確認することも考えられる。</p>	<p>※ 自治体の中には、要綱等で定めている場合がある。</p>
<p>確認</p>	<p>※ 特に規定なし</p>	<p>※ 特に規定なし</p>

<p>証明事項（ただし、記載事項証明書を除く。）</p>	<p>〔<u>住基法第12条第4項</u>〕 <u>市町村長は、特別の請求がない限り、</u> ①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住民となった年月日 ⑤住所及び一つの市町村の区域内において新たに住所を変更した者についてはその住所を定めた年月日 を記載した住民票の写しを交付することができる。 （特別な請求があれば、その他の事項を記載した住民票を交付することができる。）</p>	<p>〔<u>戸籍法第10条、第12条の2、第117条の4、戸籍法施行規則第73条</u>〕 <u>戸籍の謄本は、記載事項を省略せずに交付する。</u> <u>戸籍の抄本は、戸籍に記載されている事項の一部を証明した書面を交付する。</u> <u>戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、戸籍の謄本、抄本に代えて、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を交付することができる。</u></p>
------------------------------	--	--

II 届出の際の本人確認について

	住民基本台帳制度	戸籍制度
届出の種類（今回 の見直し関係）	転出届、転入届、転居届、世帯変更届	婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁、認知の届出
届出の性質	事実関係についての届出 →届出の義務付け	届出によって届出の対象である身分関係の発生・ 変更・消滅の効果が生ずる。 <u>（いわゆる創設的届出）</u> →届出は任意
届出を行う者	本人、世帯主 <u>（※法定代理人、任意代理人、使者も認められる。）</u>	本人（※意思能力がある限り、法定代理人による届 出は認められず、任意代理人も認められない。 使者を用いて届書を提出することはできる。）
審査	〔住基政令第11条〕 市町村長は、届出があったときは、当該届出の内 容が事実であるかどうかを審査しなければならな い。	※ 特に規定なし
本人確認	〔平成17年2月23日付総行市第175号通知〕 下記の書類等で本人確認を行う。 ① 住基カード又は旅券、運転免許証その他官公署 が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等 （本人の写真が貼付されたものに限る。）であつ て請求者が本人であることを確認するため市区町 村長が適当と認めるもの ② その他市区町村長が適当と認める書類	〔平成15年3月18日付通達〕 主な本人確認の流れは下記のとおり。 ① 運転免許証、旅券等官公署の発行に係る顔写真 が貼付された証明書の提示を求めるとする。 ただし、市区町村長が本人確認を行うに足りると 認めるその他の方法によっても差し支えない。 ② ①の本文の場合において、届出人から証明書が 提示されたときは、当該証明書に記載された住所 及び氏名を届書に記載された住所及び氏名と対比

	<p>③ 上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行って確認することが適当</p>	<p>し、それらが同一であることを確認するとともに、届出人が当該証明書に添付された顔写真の人物と同一人であることを確認を行うものとする。</p> <p>③ 確認の結果、当該届書が偽造されたものである疑いがあると認められる場合には、その受否につき管轄法務局長等に照会をするものとする。</p>
<p>郵送による届出</p>	<p>[平成17年2月23日付総行市第175号通知] <u>郵送による届出は適当ではないが、やむを得ず受理する場合には、届出に係る「窓口における届出」①②に該当するものの写しを同封させることが適当</u></p>	<p>[平成15年3月18日付通達] <u>郵送の場合は、本人確認ができないので、届出人に通知を发出する。</u></p>
<p>代理人・使者による届出</p>	<p>[平成17年2月23日付総行市第175号通知] <u>代理人・使者について「窓口における届出」に準じた本人確認を行う。必要に応じ、代理人・使者の氏名、住所等について、住民基本台帳又は住基ネットにより確認することも考えられる。</u></p> <p>※ 住民異動届に係る今回の取扱いで代理・使者についても本人確認の対象としているのは、戸籍に比べて住民異動届の数が多数にのぼること、住民基本台帳法上は、従来から実質的審査権があるとされていることから、原則として、窓口届出を持参した者全てについて、本人確認をすべきとしたもの。</p>	<p>[平成15年3月18日付通達] <u>使者について、届出人と同様の本人確認を行う。ただし、使者を本人確認の対象外としても差し支えない。</u> <u>この場合、届出人に届出を受理した旨の通知を要する。(ただし、使者の本人確認ができた場合において、市区町村長が相当と認めるときは、通知を省略して差し支えない。)</u></p>
<p>本人確認書類等による確認ができなかった場合</p>	<p>[平成17年2月23日付総行市第175号通知] <u>市区町村長の判断により、届出を受理した上で届出本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。</u></p>	<p>[平成15年3月18日付通達] <u>当該届書に係る届出人のすべてについて本人確認ができたときか管轄法務局長等に受否の照会をしたときを除き、届出の受理決定後、本人確認ができなかった届出人に届出を受理した旨の通知をするものとする。</u></p>

III その他

<p>除票、除かれた戸籍の交付の請求</p>	<p>〔事務処理要領〕 何人でも交付を請求することができ、ただし、請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。</p>	<p>〔戸籍法第12条の2、戸籍規則第11条の4〕 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属、国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者が請求する場合、又は相続関係を証明する必要がある場合、裁判所その他の官公署に提出する必要がある場合、除かれた戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合に限り、請求できる。</p>
<p>罰則</p>	<p>〔法第50条 (H18.11.1より法第52条)〕 偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けた者は<u>10万円以下</u>の過料に処せられる。</p>	<p>〔戸籍法第121条の2〕 偽りその他不正の手段により、戸籍の謄抄本等の交付を受けた者は、<u>5万円以下</u>の過料に処せられる。</p>

住民票の写し等の交付制度について

交付するもの	住民票の写し等の交付 (住民基本台帳法第12条)	戸籍の附票の写しの交付 (住民基本台帳法第20条)	(参考) 戸籍の謄本等の交付 (戸籍法第10条)
住民票の写し 住民票記載事項証明書	住民票の写し 住民票記載事項証明書	戸籍の附票の写し	戸籍謄本 戸籍抄本 戸籍の記載事項証明書
請求者	何人でも可 (ただし、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者は、住民票コードが記載された住民票等の写しを請求することはできない。)	何人でも可	何人でも可
請求手続	<p>・請求事由等を明らかにしてしなければならない。ただし、一定の場合(※)には、この限りでない。</p> <p>※請求事由等を明らかにすることを要しない場合</p> <p>①自己又は自己と同一の世帯に属する者が請求する場合</p> <p>②国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合</p> <p>③弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>④市町村長が適当と認める場合 〔住民票省令第3条〕</p>	<p>・請求事由等を明らかにしてしなければならない。ただし、一定の場合(※)には、この限りでない。</p> <p>※請求事由等を明らかにすることを要しない場合</p> <p>①戸籍の附票に記載がされている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合</p> <p>②国若しくは地方公共団体の職員が職務上請求する場合</p> <p>③弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>④市町村長が適当と認める場合 〔戸籍の附票省令第2条〕</p>	<p>・請求事由を明らかにしてしなければならない。ただし、一定の場合(※)には、この限りでない。</p> <p>※請求事由を明らかにすることを要しない場合</p> <p>①戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合</p> <p>②国若しくは地方公共団体の職員又は土地改良区等の法人の役員若しくは職員が職務上請求する場合</p> <p>③弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>④市町村長が適当と認める場合 〔戸籍法施行規則第11条〕</p>
省令事項			

一般的な証明事項	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、特別の請求がない限り、 <ol style="list-style-type: none"> ①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住民となった年月日 ⑤住所及び一つの市町村の区域内において新たに住所を変更した者についてはその住所を定めた年月日を記載した住民票の写しを交付することができ、(特別な請求があれば、その他の事項を記載した住民票を交付することができる。) 	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項を省略せずに、写しを交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項を省略せずに、写しを交付する。
交付の拒否	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかときは、これを拒むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかときは、これを拒むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかときは、これを拒むことができる。

※住民票省令 ……住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令 (昭和60年自治省令第28号)
 戸籍の附票省令……戸籍の附票の写しの交付に関する省令 (昭和60年法務省・自治省令第1号)

住民票の写し等の交付についての主な改正経緯

1 住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）

- 何人でも、住民票の謄本若しくは抄本の交付、戸籍の附票の交付を請求することができる」とされていた。

2 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

（1）法定時

- ① 何人でも、市町村長に対して、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を請求できるとされた。
- ② 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、請求を拒むことができるとされた。

（2）昭和60年法律第76号による改正

- ① 請求者は、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を請求する理由を具体的に明らかにしなければならないことが追加された。
- ② 請求が不当な目的によることが明らかなきは、市町村長は当該請求を拒むことができることが追加された。（（1）②は削除された。）
- ③ 住民票の写しの交付に際して省略できる事項として、世帯主との続柄等及び戸籍の表示等が追加された。
- ④ 住民票記載事項証明書が法定化された。
- ⑤ 郵便により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができることとされた。

（3）平成11年法律第133号による改正

- ① 自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者による請求については、住民票コードが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の請求ができないこととされた。
- ② 住民票の写しの広域交付についての特例が規定された。

（4）その他（ドメスティック・バイオレンス等の被害者保護措置に係る事務処要領等の改正（平成16年））

- ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付等について、加害者とされている者からの被害者に係る請求については、原則として、法12条5項の「不当な目的によることが明らかなき時」等に当たるとして、法に基づきこれを拒むこととされた。

住民票の写し等の交付の請求における請求事由について

【住民基本台帳法第 12 条】

○何人でも、市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(第 2 項)

○住民票の写し等の交付の請求は、請求事由等を明らかにしてしなければならない。(第 3 項)

○市町村長は当該請求が「不当な目的」によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。(第 5 項)

○住民基本台帳法等の改正等に関する質疑応答集（昭和61年2月4日付自治振第12号自治省
行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）（抄）

問 2 法第 11 条第 4 項及び第 12 条第 4 項にいう「不当な目的」とは何か。

答 「不当な目的」とは、他人の住民票の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気テープをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとすることをいう。例えば、住民票の世帯主との続柄の記載により嫡出でない子であること等他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し、又はこれを公表する等プライバシーの侵害につながる場合、あるいは本籍の記載を手掛かりとして、同和地区出身者であるか否かを調査する等差別的事象につながる場合等の住民基本台帳の公開の趣旨を逸脱して不当な目的で利用することをいうものである。

問 5 請求事由が具体的であるといえるためには、どの程度の記載があることを要するか。

答 「結婚のため」、「世論調査のため」、「職員採用・選考のため」、「取材・報道のため」、「債権回収・保全のため」、といった抽象的な記載だけで具体性があるとはいえず、住民基本台帳又は住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。

問8 貸金債権者から、「所在不明の債務者の家族から債務者の所在を聞きだすため家族の住所を確認する必要がある」との請求事由により、当該債務者の家族の住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

答 債務者の家族は、債務者の家族であるということのみによつては、当該債務又は債務者の探索につき法律上何ら義務を負わないから、特段の事情がない限り請求に応じる必要はない。

問9 報道機関から、「事件報道のため犯罪の被疑者の家族関係を調査する必要がある」との請求事由により、被疑者の世帯全員の住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

答 犯罪の被疑者の家族であつても、被疑者の家族であるということ自体がプライバシーに属する事項であり、それをみだりに公表されない権利は保護されるべきであるから、このような報道機関からの請求には応じる必要はない。

問20 債権保全に係る債務者本人の住民票の写しの交付の請求に際して、請求者が真に債権者であるか否かはどのようにして確認すればよいのか。

答 原則として、請求書の記載内容によつて確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し、身分証明書や契約書の写しの提示を求める等適宜の方法により確認することが適当である。

「職務上の請求」に係る住民票の写し等の不正請求事件

○過去2年で新聞報道が確認されたもの及び幹事会から報告があったものは以下のとおり。

	概 要
1	行政書士が平成15年2月から3月にかけて、調査会社からの依頼で、戸籍謄本や住民票を「相続書類の作成のため」などと偽って不正に取得。
2	行政書士が、平成15年10月～16年2月にかけて、調査会社からの依頼により、戸籍謄本や住民票を「職務上の請求」と偽って不正に取得。
3	弁護士が、平成16年1月に、妻からの依頼により、住民票を「訴訟の準備行為」と偽って不正に取得した疑いの強い事例が発生。
4	行政書士が、平成16年3月に、戸籍の附票の写し、戸籍謄本等を職務上請求と偽って不正に取得。
5	司法書士が、金融機関の依頼で、住民票等を不正に入手していたことが、平成16年11月に発覚。
6	司法書士が、相続関係人の戸籍の附票、戸籍謄本等を金融機関に渡すため、職務上請求用紙を使用し、「職務上の請求」と偽って不正に取得した疑いの強い事例が、平成17年夏ごろに発覚。
7	弁護士事務所の事務員が、平成17年9月に、元交際相手の住民票を不正に取得した疑いのある事例が発生。
8	平成18年4月から5月にかけて、区の職員が、他の市町村の住民票を「公用請求」と偽って不正に取得。

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて

住民異動届の審査時における本人確認を厳格にするための住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の改正について、平成17年2月23日付け総行市第174号により通知されました。今回の事務処理要領の改正は、第三者による本人になりすました転入届、転出届等を防止すること、併せて住民基本台帳の正確な記録を確保することを目的とするものです。その具体的な取扱いについて、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、この内容を貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

市区町村長が転入届、転出届等の住民異動届を受理するにあたっては、住民基本台帳法（以下「法」という。）第8条及び第34条第2項の規定に基づき、届出人（又はその代理人若しくは使者）が本人であることの確認を行うものとし、その場合の取扱いについては、次のとおりとするものとする。

第1 対象とする届出

付記転出届（法第24条の2）を除くすべての住民異動届（転入届、転居届、転出届、世帯変更届）を対象とする。転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続きについても、同様の取扱いとするものとする。なお、転居届、世帯変更届については、各市区町村の判断で別途の取扱いとすることも差し支えない。

第2 本人確認の対象者

市役所、区役所又は町村役場（支所、出張所又はそれに類する施設を含む。）に届出書を持参した者（届出人又はその代理人若しくは使者をいう。）

第3 本人確認の方法

- 1 届出書を持参した者が届出人本人の場合（法第26条の世帯主が届出人である場合を含む。）にあつては、届出人について、以下の書類等で確認するものとする。

①住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって届出人が本人であることを確認するため市区町村長が適当と認めるもの（注1）

②その他市区町村長が適当と認める書類（注2）

③上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行って確認することが適当である（注3）

2 届出書を持参した者が代理人・使者の場合にあつては、代理人・使者について1に準じた本人確認を行うものとする。

なお、必要に応じ、代理人・使者の氏名、住所等について、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することも考えられる。

3 法第24条の2の付記転出届の場合を除き、転出届は、市区町村の窓口において行うことが原則であり、郵送による届出は適当ではないが、やむを得ず受理する場合には、届出人に係る1の①、②に該当するものの写し（法第26条の世帯主が届出人である場合は、当該世帯主に係るもの）を同封させることが適当である。

第4 届出人に対する通知

1 第3に定めるところによる本人確認ができなかった場合には、市区町村長の判断により、届出を受理した上で届出人本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。特に転出届について本人確認ができなかった場合には、通知することが適当である。

2 1による通知を行う場合は、次のようにすることが適当である。なお、届出人が戸籍届に係る通知文書の対象となっている場合には、それと併せて行うことも考えられる。

(1) 内容

届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨を記載する。（様式例参照）

(2) 宛先等

届出人本人あてに、異動前住所に送付する。

(3) 通知手段

封書又は本人以外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書による。

(4) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市区町村において保管するものとする。保存期間は、市区町村の住民異動届の保存期間と同じとする。

第5 本人確認の結果の記録

第3、第4による本人確認等の結果の記録について、次のような事項を届書の欄外の適宜の箇所に記載することが適当である。

ア 第3に定めるところによる本人確認ができた場合は、次の事項を記載する。

- ・本人確認ができた旨
- ・本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等

イ ア以外の場合は、住民異動届に本人確認ができなかった旨を記載する。

ウ 第4に定めるところにより通知をした場合は、通知した旨等を記載する。

第6 実施時期等

- 1 本取扱いについては、各市区町村の実情を踏まえつつ、速やかな実施に努め、遅くとも平成17年10月1日には、すべての市区町村において実施するものとする。
- 2 本取扱いの実施に当たっては、窓口での混乱等を避けるため、その目的及び方法について、事前に各市区町村の広報誌等を通じて住民に対して十分に周知するものとする。
- 3 本取扱いの実施に当たっては、証明書等がなく口頭による確認を行う場合の対応、本人確認等の結果の記録の取扱い等、個人情報の保護に十分留意するものとする。
- 4 なりすましによる転入・転出等、犯罪の嫌疑があると思料するときは、関係市区町村間で連携するとともに、告発するように努めるものとする。

(注1)

官公署が発行し、本人の写真が貼付された届出人が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(注2)

市区町村長が適当と認める書類とは、第3-1-①の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。

また、市区町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間会社の社員証等についても採用することも可能と考えられる。

これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

(注3)

口頭で質問する場合の項目は、市区町村の判断において適宜行うものだが、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）の中から質問することを想定している。

(様式例)

住民異動届受理通知

平成 年 月 日

様

市区町村長

下記の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出年月日 平成 年 月 日

届 出 名 _____

異動者氏名 _____

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、下記までご連絡下さい。

市区町村部課名 _____

連絡先 _____

(参考条文)

住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

(市町村長等の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(後略)

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(都道府県知事の事務)

第三十条の七 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

(中略)

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(中略)

三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(中略)

三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

(調査)

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該吏員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該吏員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を

示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年九月十一日政令第二百九十二号）

（届出に基づく住民票の記載等）

第十一条 市町村長は、法の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行なわなければならない。

虚偽による住民異動及び住民票の写し請求事件

○新聞報道で確認されたものは主に以下のとおり。

1	<p>平成 15 年 3 月、路上生活者の戸籍情報をブローカーから買取り、路上生活者になりすまして転出・転入。その後転入地で住民票、国民健康保険証等を取得。さらに商社役員に依頼して商社が発行する偽の源泉徴収票や在籍証明書を利用して、この路上生活者が商社幹部で年収 800 万との架空の経歴を作り上げた。また源泉徴収票を元に役所から課税証明書も入手した。</p> <p>これらを利用して不動産を購入したように装い、住宅ローンの融資金を詐取した。 (平成 17 年 9 月 14 日 報道)</p>
2	<p>平成 16 年 1 月、路上生活者から氏名・住所・本籍地・生年月日を聞き取り、その者になりすまして転出・転入。その後転入地で国民健康保険証等を取得。さらにこの保険証や偽造した所得税青色申告決算用紙などを使い、架空の事業を営んでいるように装って、銀行から融資金を詐取した。 (平成 17 年 10 月 1 日 報道)</p>
3	<p>平成 16 年 6 月、被害者の名前に書き換えた病院の診察券を使用し、他人になりすまして転出・転入。転入地で国民健康保険証を詐取し、これを身分証明として消費者金融から多額の借り入れをした。 (平成 17 年 3 月 12 日 報道)</p>
4	<p>平成 16 年 11 月、破産宣告を受けた容疑者が別人になりすまして新たに仕事をするために、ヤミ金融業者から無職の者の転出証明書を購入し、その者になりすまして転入届を提出。その後、住基カードの交付を受け、消費者金融から融資金を詐取し、銀行口座を開設した。 (平成 17 年 6 月 23 日 報道)</p>
5	<p>平成 17 年 5 月、他人になりすまして政令市の区の間を転居・転入し、国民健康保険証を取得し、印鑑登録を行う。その後住基カードの交付も受けた。 (平成 17 年 10 月 8 日 報道)</p>
6	<p>平成 17 年 6 月、駐車中の車から健康保険証や運転免許証を盗み、その名義人になりすまして転出・転入。その後住基カードの交付を受けて携帯電話契約をして詐取しようとした。 (平成 17 年 8 月 5 日 報道)</p>
7	<p>平成 17 年 11 月、拾った保険証の持ち主になりすまして郵送請求によって転出証明書を取得し、偽装転入。その後就労の年齢を偽る目的で、住基カードの交付を受けた。 (平成 18 年 7 月 28 日 報道)</p>

8	<p>平成 18 年 4 月、路上生活者の健康保険証を借用し、代理人と偽って委任状を作成の上、転出を届け出た。さらに本人になりすまして転入を届け出た。その後住基カードの交付を受けた。住基カードはクレジットカードの作成や高級外車の購入、さらに携帯電話やマンションの契約にも使用された。住基カード発行の際には住所地に照会文書を送付するが、本件では照会文書を受領するためにアパートを借りるなどして、偽の住所地を設定した。</p> <p>(平成 18 年 10 月 20 日 報道)</p>
9	<p>平成 18 年 7 月、消費者金融から融資を受けるために他人になりすまし、被害者の名前を届出書に書くなどして転出・転入、国民健康保険証を取得。子供の検診案内が市から送付されないことを不審に思った被害者が市に問い合わせるまで発覚しなかった。</p> <p>(平成 18 年 9 月 21 日 報道)</p>
10	<p>平成 18 年 10 月、消費者金融から融資を受けるため、自分の小型船舶操縦免許証に他人の名前を記入してなりすまし、その者が住民票の写しの交付請求を委任されたとする委任状を作成して第三者の住民票の写しの交付を受けた。容疑者は同じ手口で犯行を重ねており、被害者が消費者金融から返済を要求されたことが捜査の端緒となった。</p> <p>(平成 18 年 10 月 28 日 報道)</p>

ヒアリングの概要について

【日本行政書士会連合会】

- 住民票の写しの交付請求について、以下のとおり意見を述べる。
- 請求事由を明らかにさせる場合の程度について
職務上必要とする場合であること及び依頼者名を明らかにするとともに、①自己の権利等の行使のために必要があること、若しくは国、地方公共団体等に提出する必要があることを明らかにした場合、または、②市町村長が相当の理由があると認めた場合に該当すると判断できる材料まで明らかにさせる必要がある。
(日本行政書士会連合会では、平成17年7月より、使用目的、提出先に加え、依頼者名を記載する欄を設けるという職務上請求書の様式変更を行い、その使用方法や管理等について厳格化する指導を行っているところ。)
- 本人確認等について
 - ① 行政書士による職務上請求の場合
徽章の着用確認とともに、行政書士証票または会員証を提示（規則において義務化しているところ。)
 - ② 郵送請求の場合
行政書士証票、または会員証の写しを同封させるとともに、交付を受けた住民票の写し等の送付先が行政書士事務所となっているか確認（規則において、送付先を事務所とすることにつき義務化しているところ。)
 - ③ 使者による請求の場合
補助者章の着用確認とともに、補助者証を提示（規則において義務化しているところ。)
- 交付請求書の開示について
依頼者名を記載し、それが無条件で第三者に開示されると、依頼者との信頼関係が損なわれること、資格者には個別の業法によって守秘義務が課せられていることから、住民基本台帳法上に交付請求書の全部を開示しなければならない等の特別の規定を設けることについて、支持できない。

【大阪府】

- 全国各地で住民票の写し等の不正請求事件が相次いで発覚しているところ。この問題点として、①住基法の50条違反が行われていること、②不正に個人情報を取得された住民のプライバシー侵害があることが挙げられる。
- 上記問題の対応として、大阪府下では、住民票の写し等を交付する際の審査の厳格化、不正を行った行政書士等に対する処分の厳格化を行っているところ。
- 個人情報保護に配慮した制度となるよう、以下の点につき住民基本台帳法の改正を要望する。
 - ① 住民基本台帳の公開原則の見直し（住民票の写し等を交付請求できる者の範囲や交付請求事由を、真に必要と考えられる範囲に限定）
 - ② 不正請求防止のために、行政書士等の資格者に対しても交付請求事由を明らかにさせること
 - ③ 刑事罰を設けるなどの罰則の強化
 - ④ 交付請求者氏名等の情報を被交付請求者に開示できる制度を設けること

【日本弁護士連合会】

- 弁護士及び認定司法書士については、職務上必要とする場合には、住民票等の写しの交付請求ができ、交付請求に際しては、使用目的及び提出先を明らかにすることとすべきで、依頼者の氏名あるいは請求理由の詳細まで明らかにさせるべきではない。

(理由)

- ① 訴訟手続による紛争解決を目的とする弁護士及び認定司法書士による職務上請求は、他人間の紛争解決を任務としていない他の士業とは区別されるべき。
 - ② 弁護士の職務の性質上、依頼者に関する極めてセンシティブな情報に接する機会が多いため、依頼者名や紛争の内容につき市町村職員に説明することとすると、弁護士の守秘義務に反することとなることや、依頼者が適正な司法の解決を求めるに当たっての妨げになることが考えられる。
- 日本弁護士連合会では、不正請求防止のため、留意点を明示した規則等を新たに制定した。
 - 戸籍の附票についても職務上請求に支障を生ずる制度とすべきでない。
 - 公証制度である戸籍制度や住民基本台帳制度等については、個人情報保護の観点、あるいは不正請求の頻発があったことから、制限がなされようとしていること自体は理解できるが、必要以上に制限されることによってもたらされる司法手続全体に及ぼすデメリットにも注目すべき。
 - 住民票の写し等に対する意見の考え方は、戸籍法の見直しに対する意見と同じである。

戸籍制度の見直しに係る諮問について

諮問第七十四号（平成17年10月6日）

個人に関する情報を保護する観点から、戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するとともに、当該交付請求の際に請求者の本人確認を行うものとするなど、戸籍の公開制度の在り方を見直し、併せて、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するため、戸籍の届出をする者の本人確認を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

第一 戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

- 一 戸籍に記載されている者等一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍の謄抄本等」という。）の交付請求をすることができるものとする。
- 二 一に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合、官公署に提出する必要がある場合、戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合等に限り、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。
- 三 二の規定により戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合には、二に該当することを明らかにしなければならないものとする。
- 四 戸籍の謄抄本等の交付請求をする者について、本人確認を実施するものとする。

第二 除かれた戸籍の謄抄本・記載事項証明書の交付請求

除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求についても、第一と同様とするものとする。

第三 戸籍の届出の手續

届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の届出をする者について、本人確認を実施するものとする。

第四 その他

第一から第三までのほか、所要の規定の整備を行うこと。

（出典：法制審議会戸籍法部会）

戸籍法の見直しに関する要綱案

平成18年12月19日
法制審議会戸籍法部会

(前注)

本要綱において、用語の意義は、以下のとおりとする。

- 1 戸籍の謄抄本等 戸籍の謄本及び抄本，戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面
- 2 除かれた戸籍の謄抄本等 除かれた戸籍の謄本及び抄本，除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

第1 戸籍の謄抄本等の交付請求

1 交付請求

(1) 戸籍に記載されている者等による請求

戸籍に記載されている者又はその配偶者，直系尊属若しくは直系卑属は，その戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

(注) 戸籍に記載されている者とは，戸籍の「名」欄に記載されている者であり，当該戸籍から除籍された者も含まれる。

(2) 第三者請求

前記(1)に記載する者以外の者は，次のいずれかの場合は，その具体的事由を明らかにして，戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

- ① 自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合
- ② 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ③ その他の戸籍の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合

(注) 前記(1)に記載する者が本要件によりその戸籍の謄抄本等の交付請求をすることを排除するものではない。

(3) 公用請求

前記（２）にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合は、その事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに利用目的を明らかにして、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。

（４）弁護士等による請求

（注）弁護士等とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士をいう。

前記（２）にかかわらず、弁護士等は、受任事件の依頼者について前記（２）のいずれかの必要等がある場合は、その具体的事由及び依頼者の氏名を明らかにして、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。ただし、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合は、その代理する紛争解決手続の別、紛争の種類及び利用目的を明らかにすれば足りるものとする。

（注１）弁護士等が依頼者から受任した事件の業務の遂行のためではなく、破産管財人等の法令に基づく固有の権限を行使する際に戸籍の謄抄本等の交付請求をする場合は、本要件ではなく、（２）の要件によることとなる。

（注２）「紛争解決手続の代理業務」とは、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争の処理手続についての代理業務をいう。そのような業務の遂行に必要な場合とは、弁護士等が現にそのような手続における代理業務を行っている場合に限られず、そのような手続の対象となり得る紛争について準備・調査を行っている場合も含むが、交付請求をする弁護士等がそのような手続において依頼者を代理する権限を有していることを要する。なお、刑事事件の弁護人及び少年事件の付添人としての活動もこれと同様の扱いとする。

２ 資料の提供等

市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求において、明らかにすべき事由が明らかにされていないと認めるときは、交付請求者に資料の提供又は説明を求めることができるものとする。

（注）市町村長は、本要件に基づいて交付請求者に資料の提供等を求めた場合に、交付請求者がこれに応じないこと等により戸籍の謄抄本等の交付請求の要件が満たされ

ていると認めることができないときは、当該交付請求を拒むことになる。

3 本人確認等

(1) 市町村長は、戸籍の謄抄本等の交付請求の際、次のとおり本人確認を行うものとする。

ア 戸籍の謄抄本等の交付請求が市町村の窓口への出頭により行われる場合には、出頭した者が、交付請求者であるとき、その代理人であるとき又はその使者であるときに応じ、それぞれ、自己が交付請求者本人であること、その代理人本人であること又はその使者本人であることを運転免許証を提示させる方法等により明らかにさせなければならない。

イ 戸籍の謄抄本等の交付請求が郵送により行われる場合には、交付請求書の記載上交付請求手続をした者が、交付請求者であるとき、その代理人であるとき又はその使者であるときに応じ、それぞれ、自己が交付請求者本人であること、その代理人本人であること又はその使者本人であることを運転免許証の写しを送付させる方法等により明らかにさせなければならない。

(2) 代理人又は使者によって戸籍の謄抄本等の交付請求がされる場合には、代理人又は使者に対し、委任状を提出させる方法等により、その権限を明らかにさせなければならないものとする。

(注) 市町村長は、本要件による本人確認等ができない場合には、戸籍の謄抄本等の交付請求を拒むことになる。

第2 除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求

戸籍の謄抄本等の交付請求と同様の規律とするものとする。

第3 戸籍の記載の真実性を担保する措置

1 届出の際の確認手続

市町村長は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生ずる婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離縁又は認知の届出があった場合には、運転免許証を提示させる方法等により、届書を持参した者が誰であるか及びその者が届出人であるかどうかを確認するものとする。

2 確認できなかった届出人がある場合の措置

市町村長は、前記1の届出があった場合で、前記1の確認手続により届出人

の全員について届書を持参したことが確認できなかったときは、届出を受理した上で、確認できなかった届出人に対し、届出がされたことを通知するものとする。

(注) 郵送により前記1の届出がされた場合には、確認できなかった届出人に該当することから、当該届出人に対し、届出がされたことを通知するものとする。

3 届出の不受理申出

前記1の届出について、あらかじめ届出人から市町村長に対し、届出があった場合であっても自己が届書を持参したことが確認できない限りこれを受理しないよう申し出ることができるものとし、市町村長は、当該申し出がされているときは、当該確認ができない限りこれを受理しないものとする。

第4 その他

1 学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍の利用

市町村長は、学術研究の目的のために、戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項に係る情報の提供をすることができるものとする。

2 制裁の強化

偽りその他不正の手段により戸籍の謄抄本等又は除かれた戸籍の謄抄本等の交付を受けた者に対する制裁を強化するものとする。

3 不服申立手続

戸籍及び除かれた戸籍の謄抄本等の交付請求に関する市町村長の処分を争う手続については、行政不服審査法に基づく不服申立手続及び行政事件訴訟手続によるものとする。

パブリックコメントについて

1 経緯

住民票の写しの交付制度等のあり方についての関心の高まり及び制度の見直しによる影響の大きさにかんがみ、報告書の取りまとめに当たり、本検討会として、広く国民等に対し意見を募集するため、パブリックコメントを実施した。

2 意見募集対象

「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書（素案）」

3 意見募集期間

平成18年12月28日（木）～平成19年1月15日（月）

4 意見の提出方法

所定の様式により、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより事務局あてに送付

5 提出意見数

総数：101件